

＜火薬類取締法施行規則（抄）＞

（定置式製造設備に係る技術上の基準）

第四条 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。）を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～四 （略）

四の二 危険工室等は、製造所内の他の施設に対して経済産業大臣が告示で定める保安間隔をとること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造（経済産業大臣が告示で定める構造をいう。以下同じ。）の危険工室その他の危険工室等を経済産業大臣が告示で定める基準により互いに接続する場合には、この限りでない。

五～五の二 （略）

六 爆発の危険のある工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。）は、別棟とし、火焰に対して抵抗性を有する構造とし、かつ、爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造とする場合には、建築材料については、この限りでない。

六～十 （略）

十一 危険工室には、非常の際の避難に便利なようにできるだけ多くの窓及び出口を設け、それらの扉は外開きとし、その金具（硝安油剤爆薬又は含水爆薬を取り扱う危険工室の扉の金具を除く。）は、直接鉄と摩擦する部分には、銅、真ちゆう等を使用し、かつ、直射日光を受ける部分の窓ガラスは、不透明のものを使用すること。ただし、次のイ又はロのいずれかの場合にあっては、それぞれ当該イ又はロに定めるものを外開きとしないことができる。

イ 二箇所以上の適切な数の出口を設けた場合 窓の扉

ロ 積雪のため窓又は出口の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合 窓又は出口の扉

十一の二～二十六の二 （略）

二十七 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、手押し車、蓄電池車又はディーゼル車とし、手押し車にあつては火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造とし、蓄電池車又はディーゼル車にあつては経済産業大臣が告示で定める基準による構造とすること。

二十八 （略）

2～3 （略）

（貯蔵上の取扱い）

第二十一条 火薬類の貯蔵（水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。）の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、三級火薬庫に火薬類を貯蔵する場合には第八号、信号焰管、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合には第八号（一級火薬庫においてする煙火の貯蔵を除く。）及び第十一号から第十三

号まで、導火線又は電気導火線を貯蔵する場合には第八号から第十三号までの規定については、この限りでない。

一～三 （略）

四 火薬庫内に入る場合には、鉄類若しくはそれらを使用した器具（チェーンブロック、天井クレーン、ローラコンベア等の搬出入作業に用いられる器具であつて火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のもの又は第四条第一項第二十七号の運搬車（以下「搬出入装置」という。）を除く。）又は携帯電灯以外の灯火を持ち込まないこと。

五～十四 （略）

2 （略）

（保安距離）

第二十三条 火薬庫は、第二項から第六項までに規定する場合を除き、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し次の表の保安距離をとらなければならない。

貯蔵火薬類の種類		保安物件の種類及び保安距離				区 分
		第四種 保安物件	第三種 保安物件	第二種 保安物件	第一種 保安物件	
		(以上) メートル	(以上) メートル	(以上) メートル	(以上) メートル	単 位
導火線、 電気導火 線及び導 火管無制 限	爆薬 40 トン (以下)	1 7 0	2 7 0	4 8 0	5 5 0	一級火薬 庫、二級 火薬庫又 は実包火 薬庫
	3 5	1 6 0	2 6 0	4 6 0	5 2 0	
	3 0	1 6 0	2 5 0	4 4 0	5 0 0	
	2 5	1 5 0	2 3 0	4 1 0	4 7 0	
	2 0	1 4 0	2 2 0	3 8 0	4 4 0	
	1 9	1 3 0	2 1 0	3 7 0	4 3 0	
	1 8	1 3 0	2 1 0	3 7 0	4 2 0	
	1 7	1 3 0	2 1 0	3 6 0	4 2 0	
	1 6	1 3 0	2 0 0	3 5 0	4 1 0	
	1 5	1 2 0	2 0 0	3 5 0	4 0 0	
	1 4	1 2 0	1 9 0	3 4 0	3 9 0	
	1 3	1 2 0	1 9 0	3 3 0	3 8 0	
	1 2	1 1 0	1 8 0	3 2 0	3 7 0	
	1 1	1 1 0	1 8 0	3 1 0	3 6 0	
	1 0	1 1 0	1 7 0	3 0 0	3 4 0	
	9	1 0 0	1 7 0	2 9 0	3 3 0	
	8	1 0 0	1 6 0	2 8 0	3 2 0	

	7	9 5	1 5 0	2 7 0	3 1 0	
	6	9 0	1 5 0	2 5 0	2 9 0	
	5	8 5	1 4 0	2 4 0	2 8 0	
	4	8 0	1 3 0	2 2 0	2 6 0	
	3	7 0	1 2 0	2 0 0	2 3 0	
	2	6 0	1 0 0	1 8 0	2 0 0	
	1	5 0	8 0	1 4 0	1 6 0	
	0 . 7	4 5	7 0	1 2 0	1 4 0	
	0 . 5	4 0	6 5	1 1 0	1 3 0	
	0 . 3	3 5	5 5	9 5	1 1 0	
	0 . 2	3 0	4 5	6 0	9 5	
	0 . 1	2 5	4 0	6 5	7 5	
以下、（略）						

2～6 （略）

7 保安物件がもつばら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設であるときは、第一項から前項までの規定にかかわらず、当該保安物件に対し経済産業大臣が告示で定める保安距離をとらなければならない。

（地上式一級火薬庫の位置、構造および設備）

第二十四条 地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。
- 二 構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造とし、基礎は堅ろう 高位とし、かつ、排水に留意すること。
- 三 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ十五センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造の部分にあつては二十センチメートル以上とすること。
- 四 入口扉 は、二重扉 とし、外扉 は耐火扉 で厚さ三ミリメートル以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉 と外扉 にはそれぞれ錠（外扉にあつては、なんきん錠およびえび錠を除く。）を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。五 窓を設ける場合には、地盤面から一・七メートル以上の高さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、かつ、十センチメートル以下の間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方には外から容易に開くことのできないような防火扉を備えること。
- 六 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の高さとし、かつ、床下には火薬庫の大きさに応じ三個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。

- 七 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。
- 八 換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つまに各一個以上を設けること。
- 九 火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しないこと。
- 十 火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線ぴ工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。
- 十一 小屋組は木造とし、屋根の外面は、金属板、スレート板、瓦等の不燃性物質を使用し、盗難および火災を防ぎ得る構造とすること。
- 十二 火薬庫には、避雷装置を設けること。
- 十三 火薬庫の周囲は、土堤で囲むこと。
- 十四 火薬庫には、その境界に沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札を建てる等の防火設備および警戒設備を設けること。
- 十五 火薬庫は、その外部にできるだけ夜間点灯し、かつ、盗難防止のため天井裏または屋根に金網を張ること。
- 十六 火薬庫には、警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。

＜昭和 4 9 年通商産業省告示第五十八号＞

（火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目）

第九条 危険工室等を接続することができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一～二 （略）

三 前二号に掲げる場合のほか、両方の危険工室等が次のイからナまでの一のみに該当する場合

イ～リ （略）

ヌ ロケットの推進の用に供せられる無煙火薬その他硝酸エステルを主とする火薬、硝酸塩を主とする火薬又は過塩素酸塩を主とする火薬の仕上工程の作業を行う危険工室（停滞量が十トン以下のものに限る。）又はロケットの危険工室（停滞量が十トン以下のものに限る。）

ル～ナ （略）

第十二条 （略）

2 規則第四条第一項第二十七号のディーゼル車の基準は、前項第一号、第四号及び第五号の規定によるほか、次の各号に定めるとおりとする。

一～二 （略）

三 排気管は、排気ガス温度が八十度以下に保たれる排気ガス冷却装置及び消焰装置が取り付けられており、荷台の後端（けん引自動車にあつては前後車輪の中間）において開口していること。